

2012年度 JTアジア奨学金募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、日本たばこ産業株式会社(代表取締役社長 木村 宏氏)のご支援により、「2012年度 JTアジア奨学金」の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的・趣旨

この奨学金の提供者である日本たばこ産業株式会社(以下「奨学金提供者」という。)は、日本の大学院に在籍するアジア諸国からの私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、国際交流を促進し、人材の育成に寄与することを目的として、資金を提供された。

2. 応募資格

次のすべてに該当する者とする。

- (1) アジア地域諸国^{注1}の国籍を有し、修学または研究のために来日している私費留学生
- (2) 大学院^{注2}修士課程または博士課程に、2012年4月1日時点で、在籍している者もしくは、2012年4月から入学が確定している者(専攻科目は限定しない)
- (3) 2012年4月から2014年3月まで他機関から奨学金の給付を受けない者
- (4) 真に経済的援助を必要とする者
- (5) 品行方正で学業成績が優秀な者
- (6) 2012年4月1日現在で、満年齢35歳未満の者
- (7) 国際理解と親善に関心を持ち、貢献を期する者で、奨学金提供者が開催する交流行事(年3回予定)に積極的に参加できる者
- (8) 日本語でのコミュニケーションが可能な者
- (9) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者

注1:アジア地域諸国の具体的範囲は、パキスタン以东(インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国、台湾、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス)とする。

注2:上記(2)に掲げる「大学院」とは、奨学金提供者と協議の上選定した指定校制とする。

3. 採用人数

10名程度

4. 奨学金月額

150,000円

5. 給付期間

2012年4月より2014年3月までの最長2年間

備考:2013年度に、引き続き2年目の給付を希望する場合は、2012年11月から2013年1月までの間に別途所定の手続を必要とする。

6. 推薦方法

- (1) 奨学金に応募する者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による申込書を、在籍(入学)する大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出する。
- (2) 在籍大学の長は、第2項に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、第7項に掲げる推薦書類を理事長に提出する。

7. 推薦書類

- (1) 申込書(別紙様式1。日本語または英語で記載されたものに限る。) 1通
- (2) 在籍大学の長による推薦書(別紙様式2。推薦理由は指導教官等が記入すること。) 1通
- (3) 2011年度の学業成績証明書(入手不可の場合は、2011年前期の成績証明書。新たに入学予定の場合は、合格通知書または入学許可書で可) 1通
- (4) 外国人登録済証明書の写(在留資格に「留学」が明記されているもの) 1通
- (5) パスポート及び入国ビザの写
- (6) 応募者の写真(4cm×3cmを2枚。裏面に氏名を記入の上、1枚は申込書(別紙様式1)に貼付のこと)

8. 推薦締切期日 25 水

2012年1月25日(金)まで(必着、書留郵送に限る)。なお、締切期日を過ぎた場合、推薦書類が不備の場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9. 選考及び結果の通知

理事長は、第7項(2)により推薦された者について、奨学金提供者とともに書類審査し、奨学金提供者の面接(面接日は2月下旬予定)の後、受給者を決定し、2012年3月上旬を目途に、大学を通じて通知する。

10. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

11. 奨学金の給付の停止または終了

受給者が、以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の給付を停止または終了する。

- (1) 給付期間中に応募資格を満たさなくなった場合
- (2) 病気、休学その他の理由により学業または課程を継続する見込みのない場合
- (3) 学業成績または素行が不良となった場合
- (4) 在籍大学の学籍を失った場合
- (5) 提出書類および届出事項に虚偽があった場合
- (6) その他、奨学金の給付目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の給付を不相当と認めた場合

なお、奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで、在籍大学の長を通じて奨学金給付の再開を願い出たときは、第5項に記載した奨学金の給付期間内において奨学金の給付を再開することがある。但し、奨学金の給付を停止し、その後再開した場合であっても、第5項の給付期間は延長しない。

12. 奨学金受給者の義務

- (1) 受給者は奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が下記に該当する場合、在籍大学を通じて遅滞なく本協会へ届け出ること。
 - ① 正規の休暇以外で1ヶ月以上授業を欠席しようとする場合
 - ② 1ヶ月以上日本を離れ帰国または旅行する場合
 - ③ 休学、転学、転部、転科、留年または退学が見込まれる場合
 - ④ 停学その他の在籍大学の処分を受けた場合
 - ⑤ 当社に対する届出事項が変更になった場合
- (3) 選考を経て、JTアジア奨学生に決定後、「誓約書」を提出する。

13. 注意事項

- (1)受給者は、奨学金提供者(日本たばこ産業株式会社)への入社その他の付帯義務を負わない。
- (2)受給者には、奨学金給付終了年度の交流行事において、受給期間中の学習、研究等の内容を発表する。

14. 個人情報の取扱いについて

奨学金の推薦書類に記載いただいた個人情報については、奨学金事業のために利用され、その他の目的には利用されません。

15. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail:ix@jees.or.jp